

## 生活困窮者自立支援法の確実な施行に向けて

平成26年12月26日

平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行が迫っている。同法が確実に施行されることは、女性、若者、高齢者などすべての国民が生活困窮から脱却して能動的に地域社会に参加し、子どもたちへの貧困の連鎖を断ちきり、日本の地域社会が持続可能性を増して発展していくために、不可欠の条件となる。

そのためには、必要な財政措置がおこなわれることが不可欠であり、それは、制度を担おうとする関係者すべての強い願いである。

財政問題の背景には、生活困窮者自立支援法の意義や役割を正しく理解しないまま、同法への財政支出を切り詰めようとする議論がある。

たとえば、財政制度等審議会・財政制度分科会に提出された資料では、生活困窮者自立支援法について、「制度開始時点においては、具体的な効果を事前に検証できないことから、まずは、制度改正を含めた生活保護制度の見直しによって財源捻出をすべきではないか」と述べられている。こうした議論は、就労準備支援や家計再建支援などが、国内の多様な取り組みによって効果が検証されてきたものであることを顧みず、生活困窮者自立支援法がエビデンスの欠落した制度であるかのように述べているという点で、決して看過できないものである。むしろこのような議論によって、制度がきちんと機能していくための財政条件が整わなければ、その時こそ、制度が効果を挙げていくことが困難になるのである。

さらに、生活困窮者自立支援法の財源を生活保護に関わる支出削減によって捻出するべきとするのは、生活保護制度と生活困窮者自立支援法の関係についての誤った理解に基づいている。

生活困窮者自立支援法は、生活保護受給者数の抑制をその主要な目的としたり、生活保護制度に置き換わろうとするものではない。生活保護の受給者には、障害者、高齢者など就労自立が難しい方々が多く、生活困窮者自立支援法の就労支援の対象となるのは受給者のうち一部の人々である。また、その人々への就労支援が効果を挙げるためにも、生活保護制度が一時的にであれ基本的な生活条件を提供することが大事になる。したがって、生活困窮者自立支援法の趣旨からすれば、むしろ生活保護の扶助水準切り下げには慎重になるべきである。

他方において、生活困窮者自立支援法は地域社会においては新しい挑戦であり、見込まれる成果を確実なものとしていくためには、乗り越えなければならない課題も数多く存在する。私たちは、関係機関および関係者が、さらにコミュニケーションを深めながら、生活困窮者自立支援法の確実な施行と発展のために協力を広げることを心から呼びかけたい。

一般社団法人・生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事	岡崎	誠也	高知市長
代表理事	宮本	太郎	中央大学
代表理事	奥田	知志	特定非営利活動法人（NPO 法人）抱樸
理事	池田	徹	社会福祉法人生活クラブ風の村
理事	櫛部	武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷	篤男	全国社会福祉協議会
理事	生水	裕美	野洲市役所
理事	新里	宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡	正次	豊中市役所
理事	田嶋	康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	和田	敏明	ルーテル学院大学
監事	駒村	康平	慶應義塾大学